

新宿区立戸塚第二幼稚園・戸塚第二小学校 大地震・異常気象等の緊急時の下校について

【「新宿区立学校危機管理マニュアル(令和7年3月改訂)」に基づき、作成しています】

地震

※*保護者には、事前に学校に申し出いただいている代理人を含みます。

登校前 登園前	東海地震の警戒宣言発令時 または、 区内で震度5弱以上の地震が発生	◇ <u>登校・登園はしません(自宅待機)</u> 。 ・警戒宣言が解除された場合、学校・園の対応については、「すぐーる」(使用できない際はホームページ)でお知らせします。	◆「すぐーる」やホームページが使用できない場合は、災害用伝言ダイヤル(171)によりお知らせします。 【災害用伝言ダイヤルの使用方法】 171⇒再生の場合「2」⇒学校・園☎番号 学校 03-3205-9509 園 03-3205-9609 ◆施設の倒壊や火災の発生等により、広域避難場所(戸山公園等)へ避難する場合は、そちらで保護者の引き取りを行う場合があります。
	東海地震注意情報の発表 (判定会が招集された場合)	◇新宿区の決定に基づき、対応します。	
登校中 登園中 ・ 下校中 降園中	区内で震度5弱以上の地震が発生	◇ <u>各家庭での約束を守って行動します</u> 。 ・登下校中に大きな地震が発生した際の約束を、ご家庭で確認してください。⇒自宅・学校・区有施設のうち、最も近く安全な場所への避難 ・学校へ登校した後は、*保護者の引き取りとなります。	
在校時 在園時	東海地震の警戒宣言発令時 または、 区内で震度5弱以上の地震が発生	◇ <u>幼児・児童はすべて*保護者の引き取りとなります</u> 。 ・保護者が引き取りに来られるまで、幼児・児童は学校・園でお預かりします。 ※通学路に被害が発生し、危険な場合、あるいは、強い地震が続いており、引き取り後の下校・降園が難しい場合は、状況に応じて幼児・児童と保護者を学校・園で保護します。	
	区内で震度4以下の地震が発生し、交通機関が運転を見合わせているなどの異常事態が発生している場合	◇被害の状況に応じて、*保護者の引き取りとする場合は、『区内で震度5弱以上の地震が発生』と同様の対応とします。	
	東海地震注意情報の発表 (判定会が招集された場合)	◇新宿区の決定に基づき、対応します。 ・臨時休業となった場合は、*保護者の引き取りとなります。	
夜間・休日	区内で震度5弱以上の地震が発生	◇翌日以降、幼児・児童の安否確認を行います。	

風水害（台風・大雨・大雪）等

登校前 登園前	台風接近や大雨・大雪等により以下のいずれかの対応をとる場合 ・始業時刻繰り下げ ・終業時刻繰り上げ ・臨時休業	◇前日までに「 <u>すぐーる</u> 」でお知らせします。 ◇台風の進路が急激に変化するなど、緊急の対応をとる場合には、「すぐーる」やホームページ等でお知らせします。 ・学校・園からの連絡がない場合でも、 <u>風雨が強く危険だと判断された場合は、状況に応じて登校・登園時刻を遅らせてください。</u>	◆保護者の判断で登校・登園を遅らせる場合は、「すぐーる」で、学校・園にご連絡ください。 ◆気象状況の影響で登校を遅らせる場合は、 <u>遅刻とはなりません、欠席の場合は「事故欠」の扱い</u> となります。
	区内を含む地域にJアラートが発信された場合	◇保護者の判断を優先しますが、基本は登校・登園せず自宅での待機とします。	
在校時 在園時	以下の場合 ・学校近辺の局地的な集中豪雨 ・学校近辺を含む地域への避難勧告・避難指示 ・天候の急変による雷雨・降雪等で、下校に配慮が必要	◇状況に応じて、以下の対応をすることがあります。 ・*保護者の引き取り ・終業時刻繰り上げ ・下校コース別一斉下校	◆「すぐーる」やホームページが使用できない場合は、災害用伝言ダイヤル(171)によりお知らせします。
	区内を含む地域にJアラートが発信された場合	◇原則、幼児・児童を学校・園で保護します。	◆状況に応じて、幼児・児童の安否情報を保護者へ連絡します。

不審者等

在校時 在園時	不審者や事件・事故等で、緊急対応が必要な場合(緊急・非常事態)	◇ <u>幼児・児童はすべて*保護者の引き取りとなります。</u> ・保護者が引き取りに来られるまで、幼児・児童は学校・園でお預かりします。	◆新宿区からの「しんじゅく安全・安心ネット」を利用した情報発信に加え、学校・園からも「すぐーる」でお知らせする場合があります。
	不審者や事件・事故等で注意が必要な場合	◇状況に応じて、以下の対応をすることがあります。 ・終業時刻繰り上げ ・下校コース別一斉下校 ・学年ごとの下校コース別下校	